

入居  
重要事項説明書

社会福祉法人播陽灘  
特別養護老人ホームいやさか苑

# 社会福祉法人播陽灘 重要事項説明書

## 法人内共通事項

### 1. 施設経営法人

- |                     |                                      |
|---------------------|--------------------------------------|
| (1) 法人名             | 社会福祉法人 播陽灘                           |
| (2) 法人所在地           | 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地                 |
| (3) 電話番号及び<br>FAX番号 | TEL 079-247-1122<br>FAX 079-247-1133 |
| (4) 代表者氏名           | 理事長 田上 龍太郎                           |
| (5) 設立年月日           | 平成21年7月23日                           |

### 2. 事業の概要について

いやさか苑は入居者に対し介護保険における以下のサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

- (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (2) 指定短期入居生活介護サービス（併設型、空床利用型）
- (3) 指定介護予防短期入居生活介護サービス（併設型、空床利用型）
- (4) 指定共生型短期入所生活介護
- (5) 指定予防共生型短期入所生活介護
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- (8) 指定認知症対応型共同生活介護
- (9) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- (10) (公益) 地域包括支援センター

### 3. 事業の運営方針について

- (1) いやさか苑は、介護保険法に則る介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）として、常にサービスを受ける方の視点を大切にし、自ら提供するサービスの質の評価を行い、心身の状況等に応じて適切なサービスの提供を実施いたします。  
(2) サービスの提供においては、個人の尊厳を尊重し、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理、栄養管理を行い、入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。  
(3) 施設の運営に当たっては、入居者の立場に立った自立支援を中心としたサービスを推進し、「誠意」「清潔」「安全」の心を持って行動し、地域の方々の尊厳を支え「ゆとりと笑顔のある暮らし」を実現するために貢献していきたいと考えております。

1. 豊かな社会の実現に向かって「誠意」に尊厳を持って取り組むこと。
1. 快適な生活が営めるよう「清潔」に尊厳を持って安心できるサービスを提供すること。
1. 心のこもったサービスを尊厳を持って「安全」に提供すること。

#### 4. 各サービスの受け付け窓口

受け付け場所	特別養護老人ホーム いやさか苑事務所
連絡先	〒672-8013 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地 TEL 079-247-1122 FAX 079-247-1133
営業日	月曜日～金曜日
受付時間	9:00～17:00

#### 5. ご利用施設の概要

- (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入居生活介護、  
指定介護予防短期入居生活介護

- ① 建物構造 鉄筋コンクリート造 3階建て  
② 建物の延べ床面積 1916.23㎡  
③ 所在地 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地

#### 6. 苦情・虐待・相談の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情・虐待やご相談は以下の専用窓口で受け付けします。

- 苦情・虐待や相談受付窓口（担当者） 生活相談員
- 苦情受付責任者 田上 優佳（施設長）
- 受付期間 毎週月曜日～金曜日  
9:00～17:00  
(土曜日・日曜日、祝日、12月29日  
から翌年1月3日を除く)

- (2) 当施設における苦情や虐待の受付対応について

当施設においては、「第三者委員」、各委員会等を設置し、苦情や虐待の解決にあたり、サービス向上に努めます。

- (3) 行政機関その他、苦情受付機関

兵庫県国民健康保険 団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15 (土曜日・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日を除く)
姫路市役所健康福祉 局 長寿社会支援部介護 保険課	所在地 姫路市安田4丁目1番地（本庁舎2階） TEL 079-221-2923 FAX 079-221-2925 受付時間 月曜日～金曜日 8:35～17:20 (土曜日・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日を除く)

- (4) 第三者委員

- 第三者委員 梶原 武子（慶徳寺）  
連絡先 TEL 079-246-1212  
受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）

第三者委員 橋脇 公彦（橋脇税理士事務所）  
連絡先 TEL 079-288-6884  
受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）

## 7. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。  
なお、入居者において社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、入居者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくことが望ましいと考えております。ただし、これらの方に限定するという趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、利用料等の入居者の当施設に対する債務については、連帯して保証し、その債務の履行義務を負うことになります。  
また、入居者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、当施設と協力、連帯して退居後の入居者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- (4) 入居者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（日用品や身の回り品等であり高価品は除く）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。  
また、入居者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の残置物を入居者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。  
これらの引取り等の処理にかかる費用については、入居者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人が死亡したり、破産宣告を受けた場合等、身元引受人としての責務を果たせなくなった際には、あらたな身元引受人を立てていただくこととなります。  
なお、その際には、入居者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人は、当施設に対し、入居者が本契約上負担する一切の業務を極度額（「重要事項説明書」で定める、当施設における「標準的利用料金」の金額の6か月分とする）の範囲内で連帯して保証していただきます。
- (7) 身元引受人は、本人の契約意思を確認し、署名代行者として、当施設との契約関係書類等に署名代行を行っていただきます。

# 指定地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
《姫路市指定 2894000252 号》

当施設は入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

### 1. ご利用施設

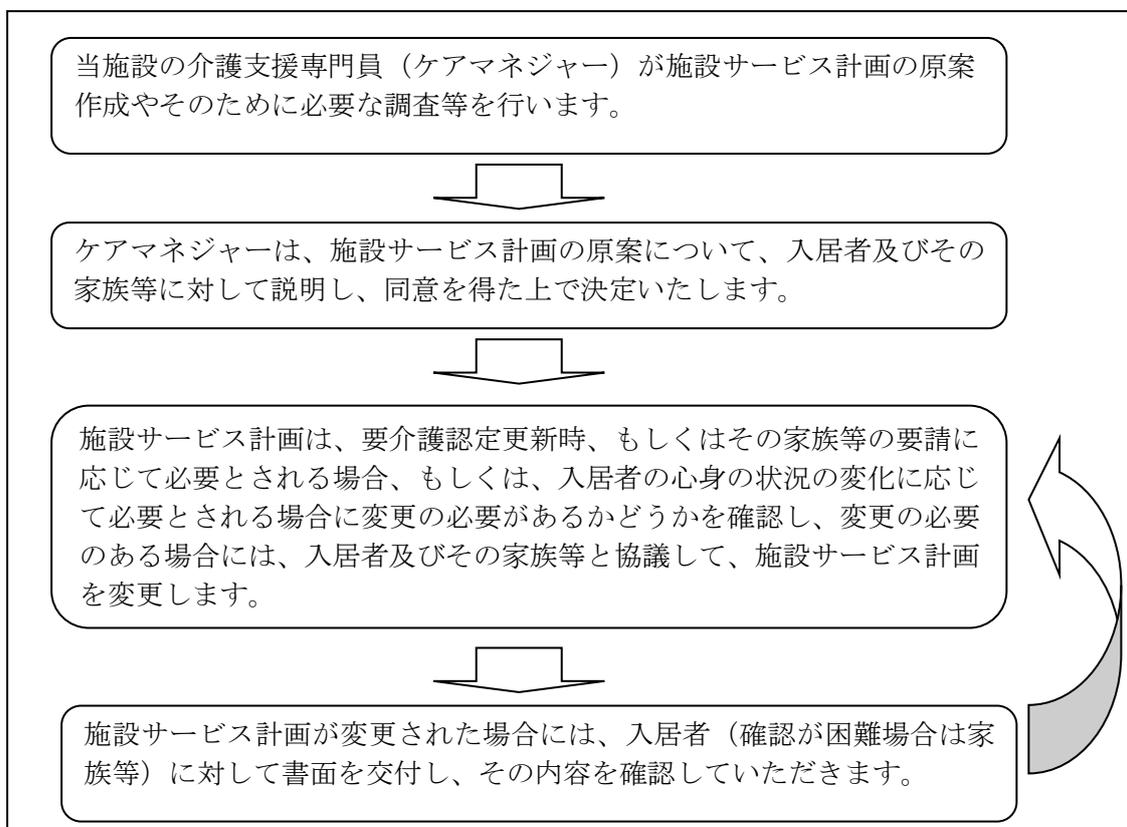
- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 施設の種類            | 指定地域密着型介護老人福祉施設<br>〔地域密着型特別養護老人ホーム〕<br>平成 22 年 12 月 1 日 姫路市指定 2894000252 号  |
| (2) 施設の目的            | 指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、入居者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。<br>この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) 名称               | 特別養護老人ホーム いやさか苑   |
| (4) 所在地              | 姫路市白浜町宇佐崎北 1 丁目 29 番地   |
| (5) 電話番号及び<br>FAX 番号 | TEL 079-247-1122<br>FAX 079-247-1133  |
| (6) 管理者              | 施設長 田上 優佳   |
| (7) 開設年月日            | 平成 22 年 12 月 1 日  |
| (8) 交通               | 電車 山陽電車「八家」駅より徒歩 3 分<br>車 姫路バイパス「姫路東インター」より 7 分   |

### 2. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護 3」以上と認定された方が対象となります。（要支援・介護 1・2・非該当の方は入居できません。）また、入居時において、「要介護」の認定を受けておられる入居者であっても、将来「要介護 3」以下もしくは、要介護認定者でなくなった場合には、退居していただくことがあります。
- (2) 入居契約締結前に、健康診断を受け、診断書の提出をお願いする場合があります。その際に、入院加療を必要とする病状や感染症を有し他の入居者に重大な影響を与えるおそれがあるようなやむを得ない場合には、治癒するまで入居をお断りする場合があります。  
このような場合には、入居者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。作成及びその変更は次の通り行います。



### 4. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
居室	29室	全室個室であり、1室あたり14.75～15.66㎡あります。ベッド、洗面台、ナースコール等を完備しております。テレビの設置も可能です。
共同生活室	3室	居室9～10室に1つ共同生活室があります。共同生活室には、食堂・リビング・キッチン・トイレを配置しています。
談話室	1室	ご家族をはじめ面会に来られた方、他の居室の方との談話を楽しまれるのにご利用になれます。
浴室	3室	各ユニットに1ヶ所浴室を配置しております。個浴になっており、ゆっくりと入浴を楽しんでいただけます。また、リフトを設置しており、座位保持が困難な方にも入浴をしていただけます。
特殊浴室	1室	3階フロアーに設置しており、個浴での入浴ができない方の入浴時に使用いたします。

医務室	1室	入居者の健康管理を行います。必要時に応じて、処置を行います。
相談室	1室	入居者、その家族等の相談の際に使用いたします。

(2) 居室の変更について

入居者、ご家族等からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況やユニットの状況等により、施設内でその可否を決定いたします。また、入居者の心身状況により居室を変更する場合があります。その際は、予め入居者やご家族等と協議の上、決定するものとします。

## 5. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置 (実人員)	指定基準	
施設長 (管理者)	1名		
医師	3名	必要人数	
生活相談員	1名	常勤1名以上 (他の職務と兼務可)	
看護職員	2名以上	常勤1名以上	入居者：職員 3：1以上
介護職員 (兼務)	20名以上	常勤1名以上	
介護支援専門員	1名	常勤1名以上 (他の職務と兼務可)	
栄養士	1名	常勤1名以上	
機能訓練指導員 (兼務)	1名	1名以上	
事務員	1名		

※ 指定短期入居生活介護及び指定介護予防短期入居生活介護事業と合わせた職員配置表になっています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	標準的な勤務体制 (時間・最低配置人数)
医師	月3回
看護職員	日中：① 8：30～17：15 1名
介護職員	日中：① 7：30～16：30
	② 8：30～17：30
	③ 12：30～21：30 4名以上
	夜間： 21：30～ 7：30 2名以上

※ 夜間勤務配置加算における施設の定める夜間の時間帯は、上表時間帯とは別に定める。

<配置職員の職種>

- 医師 …… 入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
- 生活相談員 …… 入居者および家族等の入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。
- 看護職員 …… 主に入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

- 介護職員・・・入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・援助を行います。
- 介護支援専門員・・・入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 栄養士・・・入居者の栄養面での管理・指導を行います。
- 機能訓練指導員・・・入居者に機能訓練を実施し、身体機能の低下を予防します。

## 6. 施設が提供するサービスと利用料金

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

- ・当施設では、原則、利用料金の9割または、8割、7割が介護保険給付内のサービス利用料金として介護保険から給付されます。
- ・法令の改正、施設の人員変更や加算の関係で、記載した金額を変更することがあります。
- ・介護保険給付によるサービスは、食費、居室費、介護保険給付外サービスを除きます。
- ・詳細は、別紙「料金表」にてご確認ください。

#### ① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

[食事時間] ※入居者の体調により、食事時間が前後する場合があります。

朝食： 7：00 ～ 9：00

昼食： 11：30 ～ 13：30

夕食： 17：00 ～ 19：00

#### ② 入浴

- ・入居者の身体状況に合わせて、原則、週2回以上の入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりの方でも、特殊浴槽等を使用して入浴することができます。

#### ③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④ 健康管理及び療養上の世話

- ・医師、看護職員、介護職員等が連携して健康管理及び療養上の世話を行います。

#### ⑤ 相談等の精神的ケア

- ・入居者個々に合わせたコミュニケーションを図ります。
- ・ご相談内容により、適宜、環境調整を図ります。

#### ⑥ 日常生活上の世話とその他の自立支援

- ・寝たきりの防止のため、出来る限り離床するようにします。
- ・生活のリズムを考えた支援を行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。
- ・介護上の支援を通して、独力で行えることを尊重し、また、ご自身の目的を達成することで、ご本らしい生活の実現を目指します。ならびに、その過程における自己決定を尊重します。
- ・入居者がその意志を表示できなくなったとしても、知り得た情報を踏まえて代弁することで、その権利を守り、これを尊重するよう努めます。

#### ⑦ 社会生活上の便宜

- ・入居者やご家族の状況により、行政機関等に対する必要な手続きを代行し、又は、専門機関を紹介します。

- ・その他入居者のニーズやシーズに合わせて、外部の社会資源の活用等の調整を図ります。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

上記(1)以外のサービスは、介護保険給付外サービスであるため、利用料金の全額が入居者の負担となります。また、介護保険施設に入居したとき、または短期入所(ショートステイ)を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、世帯の所得状況により、負担限度額が認定された場合は、それ以上を負担する必要がないことがあります。当施設をご利用の際には、「介護保険負担限度額認定証」をお示しください。

参考：姫路市役所 健康福祉局 長寿社会支援部 介護保険課ホームページ[最終アクセス：2025/03/28]<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002623.html>

### ① 入居者が使用する居室(ユニット型)の提供

当施設の居室は国の基準による個室になっておりますので、予め定められて居住費(居室使用料)を1日ごと負担いただきます。居室の形や向き等が異なっても一律としています。なお、介護負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記された金額になります。

### ② 入居者への食事の提供

入居者の栄養状態に適した食事を提供します。食材料費及び調理に係る費用として、1日ごと負担いただきます。なお、介護負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記された金額になります。

### ③ 理髪・美容

当施設では、出張による理髪サービス(調髪、顔剃など)をご利用いただけます。利用料金として実費をご負担いただきます。

### ④ レクリエーションや教養娯楽費等

入居者の希望により、各レクリエーションにご参加いただくことができます。参加される入居者に負担いただくことが適切な場合には、実費をご負担いただきます。

(例) 折り紙クラブ

新聞や雑誌の購読

### ⑤ 複写物の交付

入居者またはご家族等がサービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には交付いたします。実費相当額として1枚につき10円ご負担いただきます。

### ⑥ 契約終了後における居室占有料金

入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり食事代も含む)をご負担いただきます。

### ⑦ 料金の変更

制度改正、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更の内容と変更する事由について、変更となる1ヵ月前までにご説明いたします。

## (3) 利用料金の支払い方法

利用料金・費用については、毎月末日で締め1ヵ月ごとに計算してご請求しますので、月末までに当施設の指定口座へお振込み下さい。

なお、1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(4) 当施設の「標準利用料金」の金額について

当施設における入居者の、介護保険給付内のサービス利用料金及び介護保険の給付対象とならないサービス利用料金等を合計した標準的な利用料金の月額（標準利用料金）は、1か月あたり20万円です。ただし、実際にお支払いいただく利用料金の月額は、入居者の要介護状態区分、介護保険負担割合、その他生活状況等により入居者毎、入居月毎に異なります。具体的な金額は、その都度ご確認ください。

(5) 入居者負担の減免

- ①当施設は、保険者が「住民税世帯非課税のうち特に生計が困難である者」と認めた入居者については「入居者負担」を減免することがあります。「入居者負担」とは、介護費負担、居住費、食費、日常生活費負担をいいます。「特に生計が困難である者」とは、
- ・市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
  - ・入居者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者
  - ・その他市町村民税世帯非課税であって、上記に準ずるものと市町村長が認めた者等、をいいます。
- ②入居者負担の減免の制度は、入居者の申請に基づいて市町村が決定後に交付する確認証に記載される基準によります。
- ③当施設は、入居者が生活保護制度の適用が必要となった場合には、必要な援助を行います。

(6) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 公仁会 姫路中央病院附属クリニック
所在地	〒672-8043 兵庫県姫路市飾磨区上野田1丁目16番1
連絡先	079-235-5454
診療科	内科、胃腸科、循環器科、神経内科、整形外科、脳神経外科

医療機関の名称	医療法人社団 汐咲会 井野病院
所在地	〒671-0102 兵庫県姫路市大塩町汐咲1-27
連絡先	079-254-5553
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、小児科、消火器内科、循環器内科、呼吸器内科、肝臓・胆のう・膵臓内科、糖尿病内科、リウマチ科、人工透析内科、放射線科、リハビリテーション科、神経内科、乳腺外来、禁煙外来

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	つだ歯科
所在地	〒672-8084 兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町1-25
連絡先	079-287-9900

## 7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。

- ① 入居者が死亡した場合。
- ② 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ③ 介護認定により入居者の心身の状況が要介護1・2と判定された場合。  
ただし、行政の指針に従い、入居継続が可能な場合はこの限りではありません。
- ④ 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合。
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ 入居者からの退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧ 当施設から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) 入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、入居者から当施設に退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の14日前までに解約のお申し出をして下さい。

ただし、以下の場合は、即時に契約を解約・解除し施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 入居者が入院された場合
- ④ 当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約の継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

### (2) 当施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時のその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが遅滞し、幾度の催告にもかかわらず1ヵ月以上これを支払われない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により当施設又はサービス従事者もしくは他の入居者等の財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者の行動が他の入居者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、入居者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続

しがたい重大な事情が生じた場合

⑤入居者が原則として連続して3ヵ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

⑥入居者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は以下のとおりです。

※入院期間中の居室利用料金について

入院期間中居室を確保する場合には、引き続き居住費をお支払いいただきます。

ただし、その居室を短期入居生活介護（ショートステイ）に一時的に使用することにご同意をいただいた場合、実際に使用された期間がある場合は、その費用をご負担いただくことはありません。

① 3ヵ月以内の入院の場合

当初から3ヵ月以内の退院が見込まれていて、実際に3ヵ月以内に退院された場合は、退院後再び当施設に入居することができます。

ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入居生活介護（ショートステイ）の居室等をご利用頂く場合があります。

また、料金につきましては、入院の翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）の範囲内で、1日ごと利用料金（介護保険該当）をご負担頂きます。別途、居室代金も発生します。

② 3ヵ月を超えて入院した場合

3ヵ月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、再び当施設に優先的に入居することはできません。

(4) 円滑な退所のための援助

入居者が当施設を退所する場合には、入居者の希望により、当施設は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の支援を行います。

- ① 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業所の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 8. サービス提供における当施設の義務

当施設は、入居者に対してサービス提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入居者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、入居者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、入居者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

- ④入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新のために必要な援助を行います。
- ⑤入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご入居者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。  
ただし、複写費用については、1部につき10円をいただきます。
- ⑥入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、入居者または他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を保管するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦当施設及びサービス従事者またはその他の職員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません。(守秘義務)  
ただし、入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。  
また、入居者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、入居者の同意を得て行います。
- ⑧ 当施設は、当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のために、必要な措置を講じ、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを策定するとともにそれらに基づき、必要な研修を通して感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止に努めます。
- ⑨ 当施設は、当該施設における介護事故の発生又は再発することを防止するためのマニュアルを策定するとともにそれらに基づき、必要な研修を通して事故防止に努めます。
- ⑩ 当施設は、入居者が、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しそれらに基づき、必要な研修を通して褥瘡予防に努めます。

## 9. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### ① 持ち込みの制限

入居にあたり、安全上又は円滑な介護等を行うために支障のあるものの持ち込みは禁止します。

### ② 面会

面会時間：9：00～20：00

面会される方は、事務所窓口にある面会記録簿に必要事項をご記入下さい。また、各フロアにて職員にお声掛けをお願いします。

なお、来訪される場合、見舞金等の金品、生もの等の持ち込みはご遠慮下さい。万一、持ち込まれた場合においても、当施設では、盗難・劣化などに対する責任は一切負いません。また、金品の保管も一切行いません。

### ③ 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、少なくとも2日前までにお申し出をお願いします。なお、葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、届出は当日でも結構です。

ただし、外泊については、原則として最大で月6回までとさせていただきます。

### ④ 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。なお、1日における全ての食事

を摂られなかった場合には、食費の自己負担額はいただきません。

⑤ 施設・設備の使用上の注意点

- ・居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者の自己負担により現状を回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます、
- ・入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分配慮します。
- ・当施設の職員や他の入居者に対し、身体的、心理的に被害を加える等の公序良俗に反する行為を行った場合は、契約解除（退所処置）を検討します。

⑥ 喫煙

当施設内は全面禁煙です。喫煙される方にはご迷惑をおかけします。

## 10. 損害賠償請求

当施設において、当施設の責任により生じた損害については、当施設は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

以上の重要事項について説明を行い、同意を得たことを証するため、本書2通を作成し、入居者、当施設が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 (西暦) 年 月 日

**【入居者】**

住 所

氏 名

**【身元引受人（署名代行者）】**

私は、本人の契約意思を確認し署名代行すると共に、身元引受人として負担する責任を確認いたしました。

入居者と  
の 関 係

署名代行  
事 由

住 所

氏 名

**【法 人】**

兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地  
社会福祉法人 播陽灘  
理事長 田上 龍太郎

説明者  
氏 名

**【当施設】**

兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地  
社会福祉法人 播陽灘  
特別養護老人ホーム いやさか苑  
(指定番号 第2894000252号 姫路市)

## 個人情報の取得・利用に関する同意書

### 第1条 利用の目的について

当施設では、入居者様の個人情報を以下の目的で利用させていただきます。

業務上のご連絡のため契約の履行のため

入居者様からのお問い合わせ、またはご依頼のため

顧客満足度調査などのアンケートのご依頼のため

その他、入居者様に事前に同意をいただいた目的のため

なお、事前に入居者様にご同意をいただいている利用目的以外に入居者様の個人情報を利用する必要が生じた場合には、再度、入居者様のご同意をいただいた後に利用させていただきます。ただし、法令その他の定めにより許される場合を除きます。

### 第2条 第三者への開示・提供について

当施設では、以下のいずれかに該当する場合を除き、入居者様の個人情報を第三者へ開示または、提供いたしません。

入居者様本人のご同意をいただいている場合

法令に基づき開示・提供を求められた場合

人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、入居者様のご同意をいただくことが困難である場合。

国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するに  
対して協力する必要がある場合であって、入居者様の同意を得ることによって当該事務の遂  
行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

その他、法令により認められている場合

### 第3条 個人情報提供の任意性

当施設が収集する個人情報は、全て入居者様の意思によってご提供いただくものです。必要な項目をいただけない場合、各サービス等が適切な状態で提供できない場合があります。

### 第4条 個人情報の取り扱いの委託

個人情報の処理を外部に委託する場合がございます。委託の処理を行う場合には、十分な個人情報保護水準を確保していることを条件として委託先を選定し、機密保持契約を結んだ上で、委託をします。

以上の内容を確認した上で入居者及び代理人の方には、署名捺印をお願い致します。

同意書欄

(西暦)

年

月

日

【入居者】

住 所

氏 名

【署名代行者】 私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住 所

氏 名

2025.3.31